

平成28年9月9日 公告

## 大阪市中央卸売市場本場通路舗装その他補修工事

下記の特記仕様書(「再生可能な建設副産物の取り扱いについて」)を設計書に追加しましたので、ご確認ください。

- 1.本工事において生じる再生可能なコンクリート塊・アスファルト塊の処分については、下記条件により処分先を想定して運搬費・処分費を計上しており、原則として工事実績による運搬費・処分費の設計変更は行わない。  
(コンクリート塊)条件 :運搬車両4t 運搬距離:8km程度  
(アスファルト塊)条件 :運搬車両10t 運搬距離:7km程度
- 2.本工事は、建設工事等に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び「大阪市建設リサイクルガイドライン」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。
- 3.処分先への運搬については、道路交通法等による積載の制限を遵守すること。